

裁判員制度施行記念シンポジウム 「はじまる。裁判員裁判」

裁判員制度センター副委員長 遠藤 常二郎 (39期)

5月24日午後1時より、弁護士会館クレオA、Bにおいて、裁判員制度の実施を記念して、日弁連と東京三会主催による一般市民向けのシンポジウムが開催された。会場は、市民をはじめ多数の弁護士で埋め尽くされた。

はじめに、宮崎誠日本弁護士連合会会長より開催の挨拶が行われ、続いて、第1部として同志社大学法科大学院のコーリン・ジョーンズ教授、日弁連司法改革実施対策会議座長の青木正芳弁護士からそれぞれ講演が行われた。コーリン・ジョーンズ教授は、日本の裁判員裁判の問題点をいくつか指摘しつつも、この制度が裁判官らの「責任回避のシステム」として機能し、自白偏重の刑事裁判が大きく変わることが期待できると述べられた。また青木弁護士は、冤罪事件における日本の刑事司法が抱える問題点とこれに対する日弁連の取り組み、今後の課題として証拠の全面開示、捜査の全面可視化等を実現させる必要性を説かれた。

第2部として「変わる、変える刑事司法」と題して、4名のパネリストによるディスカッションが行われた。コーディネーターは当会所属で國學院大学法科大学院教授の四宮啓会員が務められた。テーマは、5月21日を迎えたパネリストの方々の熱い思い、死刑事件に国民が関与することの責任の重さ、一般市民が果たして有罪無罪の判断をすることができるのか、誤った裁判が増えることにはならないのか、裁判員裁判とメディア報道のあり方はどうあるべきか、裁判員裁判が今後日本に根付くためにはどうすればよいかなどについてパネリストの方々よりそれぞれの立場よりお話を戴いた。

フリーアナウンサーの木佐彩子氏は一般市民の立場から



「自分が裁判員に選ばれたらプロの方に刺激を与えることができたらい」と語り、作家の毛利甚八氏は「裁判員は裁判官の弱さを助けるために出動する役割がある」と自らが取材した志布志事件を引き合いに熱く語られた。一橋大学大学院法学研究科の後藤昭教授は、裁判員が事実認定に参加することにより、無罪率は上がり、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の大原則が実現することが期待されると指摘された。また共同通信社論説委員兼編集委員の土屋美明氏は、マスメディアの見地から裁判員裁判になればプロの法律家が国民の厳しい目にさらされるのと同様に、マスコミも客観的な資料に基づく報道をしなければならない責任を負うことになる」と述べられた。

最後に、当会の山岸憲司会長より閉会の挨拶がなされ、裁判員裁判の成功に向けた力強い意気込みを語られ、盛会の内にシンポジウムが終わった。

「裁判員裁判が大きな産声をあげ、この世に生を受けた。立派な成人になるかは法曹はじめ国民の努力にかかっている」とのパネリストの言葉が心に残った。